

安全の手引き (ウズベキスタン)

在ウズベキスタン日本国大使館

2021年2月改訂

I はじめに

当地を訪問される法人の皆様におかれましては、駐在や留学などの長期滞在から、短期出張や観光など短期滞在など目的・滞在期間は様々かと思いますが、当地で充実した生活を送るには「ご自身やご家族が事件や事故に遭わない。」ことが何よりも大切です。

当地に来られた皆様の最大の目標は、「ご自身やご家族が事件や事故に遭わない。」こととしていただきたいと思います。

皆様が当地で安心して生活できるための参考資料として、「安全の手引き（ウズベキスタン）」の改定を行いましたので、ご活用いただければ幸いです。

なお、当館からは、定期的に当地の最新情報等をメールでお伝えしている他、緊急事態が発生した場合には迅速な安否確認や情報提供を行いますので、下記のURLから「在留届」または「たびレジ」の登録をお願いします。（すでに登録済みの方は結構です。）

3ヶ月以上の長期滞在の方はこちら→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet//index.html>

3ヶ月未満の短期滞在の方はこちら→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 犯罪やトラブルに遭わない努力

日本は治安情勢が世界最高水準と言われておりますが、当地は日本とは状況が大きく異なり、日本人を含む外国人は狙われる対象となります。

「ここは日本とは違う。」という意識を持ち、海外において気をつけるべき基本的注意事項をしっかりと守り、犯罪やトラブルを寄せ付けないようにしてください。

(2) 危険を予測する努力

事件や事故に巻き込まれないためには、危険を予測することが大切です。「もしかしたら危険かもしれない。」「なんだか危険な気がする。」という意識を常に持ち、その「心の声」に基づいて正しく行動することで、ほとんどの危険を事前に回避できます。

(3) 安全のための三原則の徹底

ア 目立たない

必要以上に派手な服装をする、華美な装飾品を身につける、高級車を乗り回す、公共の場（レストラン、バー等）で、政情・宗教・一般的習慣に関する不満を口にする等の行為は、目立つばかりでなく、トラブルに巻き込まれる原因となりますので注意してください。

イ 行動を予知されない

毎日同じ時間に同じ経路で通勤する、いつも同じ時間に同じ場所で両替や買い物をする等のパターン化された行動は、犯罪者にとって狙いやすい標的となります。

通勤経路を複数設定する、両替等の場所を分散させるなど、犯罪者にとって予期しにくい行動を心掛けてください。

ウ 用心を怠らない

どんなに用心深い人でも、当地での生活に慣れるに従い、どうしても油断が生じます。

例えば、「毎月1日は防犯の日」と決めて、定期的に生活や行動を再点検するなど、継続的な用心が必要です。

2 当地における最近の犯罪発生状況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が停滞したことで、経済的困窮に陥った者による財産犯罪（強盗、空き巣、置き引き、ひったくり、車上狙い、詐欺）が増加傾向にある他、長期にわたる自粛等で鬱憤がたまったことにより、些細な理由から殺人や傷害などの重大事件に発展

するケースが散見されるので、併せて十分な注意が必要です。

なお、過去5年間において当館が把握している邦人被害に係る犯罪は以下のとおりです。

- 平成28年：窃盗2件（スリ、置き引き）
- 平成29年：窃盗1件（置き引き）、暴行1件
- 平成30年：届出なし
- 令和 元年：強盗1件
- 令和 2年：届出なし

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

ア 選定の基準

周囲が壁等で囲まれ、出入り口に警備員が常駐している集合住宅は、警備上の観点から安全性が高いと言えます。

やむを得ず一戸建て住宅を選定する場合は、壁の高さ、街灯の有無、人通りの多さなどを考慮した上で、状況に応じて自費で警備員を配置するなどして、防犯対策を徹底してください。

イ 防犯設備の拡充

入居前に大家に依頼して、二重ロック・二重扉・（窓ガラスやテラス扉へ）鉄格子などを設置してもらうほか、可能であれば、常夜灯やセンサーライト等も設置してください。また、玄関扉にはカメラ付きインターフォンやドアチェーンを取り付け、来訪者を確認してからドアを開けるよう心がけてください。

ドアによっては鍵穴や覗き窓を通じ、外部から室内の状況が覗けるものもあります。入居前によく確認し、室内側の鍵穴や覗き窓に蓋をつける等の対策をしてください。

ウ 施錠の確認、周辺環境の整理

外出時や就寝時には、確実に施錠をする。外出する際には玄関の周辺（特に死角が有る場合には念入りに）に不審者がいないか、十分確認してください。

住宅周辺に侵入のための足場となるような物が放置されていないか確認し、必要に応じ、その処分を大家に依頼してください。

エ 不在時の対策

休暇等で長期不在にする場合には、常夜灯を点灯しておく。また信頼できる同僚や友人に留守中の管理（定期的に窓を開閉する、室内の点検をするなど）を頼むようにしてください。

また、休暇等により不在となることをむやみに他人に教えないようにしてください。

オ 在宅時の注意

在宅時でも、玄関等の鍵を開けっ放しにしないよう徹底してください。

(2) 外出時

ア 外出中は常に自分の周辺へ注意を払うとともに、その注意が一方向に偏らないようにする。

イ 必要以上の現金は持たないように心がけ、支払い等で現金を数える時には、なるべく人目につかないよう配慮する。

ウ 夜間（日没後）の一人歩きは出来る限り避け、やむを得ない場合には、明るい通りや人通りの多い場所を選ぶようにする。

エ 身分証明書（旅券・身分登録証等）は必ず携帯する。（現金とは別に携帯することを心がけてください。）

オ 万が一、強盗被害に遭ってしまった場合は、自分の生命と身体の安全を第一に考えた行動を取ってください。金品を出し渋ったり、不用意に抵抗するなどして相手を刺激することは極めて危険です。

カ 当地ではいわゆる「白タク」が数多く走行していますが、この種のタクシーは運転手の素性が不明であり、トラブルに犯罪に巻き込まれる可能性が高いため、タクシーを利用するには安全性が高い配車アプリ等をご利用ください。

(3) 日常生活

ア 交通事情と事故対策

交通ルールはほとんど守られておらず、信号無視、無理な追い越し、割り込み、あおり運転が日常的に行われている他、歩行者優先の意識も非常に低いので、車を運転するときだけでなく、歩行者として行動する際にも十分な注意が必要です。

イ テロ・誘拐対策

隣国であるアフガニスタンでは、タリバーンやISILなどの国際テロ組織が活発に活動しており、アフガニスタンと国境を接している当地はアフガニスタン情勢の影響を受けやすいため、不足の事態が発生する可能性があります。

以下の点を徹底し、テロや誘拐に遭わないよう対策をお願いします。

- 家族や会社等に居場所（行き先）を伝える
- 家族へ帰宅予定時間を連絡する
- 緊急連絡網を家に備え付ける（ご家族用）
- 緊急時に必要な番号を携帯電話に登録する
- 「在留届」を大使館に提出する（長期滞在の方）
- 「たびレジ」に登録する（短期滞在の方）
- 海外安全情報等、大使館等からお知らせする情報を随時確認する

ウ 緊急連絡先

- 在ウズベキスタン日本国大使館 Tashkent, Yashnabad district, Sadyk Azimov Str., 1-28
代表電話：（+998-78）120-8060～63
領事直通：（+998-78）120-8074
夜間・休日の緊急連絡用携帯：（+998-91）162-5009
領事メール：ryouji@ts.mofa.go.jp
- 事件事故通報
火災：101
警察：102
救急：103
ガス：104
災等時のレスキュー：1050
- タシケント市内等の主要医療機関
TIC（タシケント・インターナショナル・クリニック）：71-291-0726、71-291-0142
+998-90-327-3378（夜間緊急）
MDS（Medical Diagnostic & Statistics）：78-140-0080、080（救急）
VITAMED：78-129-8181、78-125-0003（救急）
AKFA Medline：71-203-3003
救急医療センター（通称：16番病院）：78-150-4600、71-277-9001
同サマルカンド支部：（0-366）221-4563
同アンディジャン支部：（0-374）224-2713
同ブハラ支部：（0-365）225-2292
同ジザク支部：（0-372）226-2701
同ナボイ支部：（0-436）223-8100

同ナマンガン支部 : (0-369) 237-0001
 同ヌクス支部 : (0-361) 222-9383
 同フェルガナ支部 : (0-373) 244-1003
 同ウルゲンチ支部 : (0-362) 227-4284
 同テルメズ支部 : (0-376) 225-0933
 同カルシ支部 : (0-375) 771-0720
 同シルダリヤ支部 : (0-367) 226-3659

サマルカンド州立病院 : (0-366) 233-3852

○タシケント市内の警察署 (内務局)

ベクテミール地区警察署 TEL: 71-295-0239、71-295-0666
 チランザール地区警察署 TEL: 71-278-5840、71-273-2040
 ミラバッド地区警察署 TEL: 71-293-1895、71-291-5802
 ヤッカサライ地区警察署 TEL: 71-255-9496、71-230-9840
 ヤシナバッド地区警察署 TEL: 71-294-5827、71-230-1219
 シャイホントフル地区警察署 TEL: 71-288-3190、71-288-3200
 ミルゾ・ウルグベク地区警察署 TEL: 71-268-5089、71-267-3350
 アルマザール地区警察署 TEL: 71-246-0990、71-248-4059
 ウチュテパ地区警察署 TEL: 71-272-9839、71-272-8079
 ユヌサバッド地区警察署 TEL: 71-235-0002、71-236-2307
 セルゲリ地区警察署 TEL: 71-258-0242、71-258-0608

○航空会社関係

ウズベキスタン航空 TEL: 78-140-0200、78-140-4750
 アシアナ航空 TEL: 78-140-0900、78-140-0901
 大韓航空 TEL: 78-129-2001
 フライ・ドバイ TEL: 71-208-8778
 タシケント空港 TEL: 78-140-2801~04

○緊急時の現地語表現

(日本語)	(ロシア語)	(ウズベク語)
助けて	パマギーチェ!	ヨルダム・ベリン!
泥棒	ヴォール!	オグイリ!
警察	パリーツィヤ	ミリツィヤ
警察を呼んでください	パザヴィーチェ・ミリーツィユ	ミリツィヤニ・チャクリン
財布を盗まれました	ウ・ミニャー・ウクラーリ・カ シリョーク	ハミヨニムニ・オギルラシティ
救急車	スコーラヤ・ポーマシ	テズ・ヨルダム
救急車を呼んでください	パザヴィーチェ・スコールユ・ ポーマシ	テズ・ヨルダムニ・チャケリン
下痢をしています	ウ・ミニャー・パノース	イチャム・ケーティヤップトゥ
最寄りの薬局はどこでしょ うか?	グジェ・ブリジャイシャヤ・ア プチェカ?	エン・ヤケン・ドリホーナ・カイ エルダ?

火事	パジャール!	ヨーンゲン!
消防隊	パジャールナヤ・カマンダ	オット・ウーチェループチラル
火事だ! 消防隊を呼んで ください。	パジャール! パザヴィーチェ ・パジャールヌユ・カマンドウ	ヨーンゲン! オット・ウーチェ ループチラルニ・チャケリン

III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の準備と心構え

(1) 在留届の提出

外国に住所を定めて3ヶ月以上滞在する場合に、氏名・旅券番号や連絡先などの情報を含む在留届を日本大使館に提出するよう、旅券法に定められています。

大使館ではこの在留届をもとに、テロや大規模自然災害等の緊急事態における安否確認を行うほか、事件や事故発生時には本邦に住むご家族への連絡等を行います。電話番号の変更、転居や家族の異動が合った場合、帰国（一時帰国を除く）の際には必ず大使館までご連絡下さい。

在留届は、大使館に直接提出する以外にも、外務省オンライン在留届「ORRnet (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet//index.html>)」を通じて提出することも可能です。

(2) メーリングリスト（領事メール）への登録

大使館では、在留届をもとに当地在住の皆様のメーリングリストを作成し、領事メール (ryouji@ts.mofa.go.jp) として、安全情報のほか各種情報を提供しています。登録をご希望の在留邦人の方は、大使館にご連絡ください。

(3) 家庭内又は企業内連絡の確立

緊急事態はいつ起こるかわかりません。緊急事態が発生した場合にどのような連絡をとるのか、あらかじめご家庭内や企業内での緊急連絡方法を決めておいて下さい。

また、旅行などで長期間当地を離れる場合は、互いの所在を明確にし、連絡がとれるようにして頂きますようお願いいたします。

(4) その他

上記に掲げた「領事メール」「緊急連絡網」以外に、大使館では緊急事態発生時にFM放送（周波数89.50MHz）を行う場合もあります。これは、電話が不通となった事態に備えるものです。FMラジオをご用意いただき、周波数についてご確認しておくことをお願いいたします。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、大使館は、在留邦人の皆様の安全確保に万全を期するため、関連情報を収集した上で「領事メール」、「電話による緊急連絡」、「FM放送」等の手段を通じて最新の情報を提供しますので、在留邦人の皆様は、大使館からの情報をご確認いただくとともに、（当地ではよくある）流言飛語やデマに惑わされず、落ち着いた行動をとるようお願いいたします。

(2) 具体的対応について

ア 安否確認、安否連絡

緊急事態発生時、大使館はまず皆様の安否確認を行います。皆様の方からも、緊急事態発生時には、落ち着いて自分や家族、同僚・知人等の安全確認及び所在場所を連絡して下さるようお願いいたします。

イ 周辺状況の把握

緊急事態発生時には、同じ市内でも地区により状況が大きく異なる場合もあります。ご自身

やご家族の安全確保に配慮した上で、避難場所への移動が可能か、自宅での待避が安全かなどを判断するために、周囲の状況を把握するようにしてください。

また把握した状況についても、大使館までお知らせください。

ウ 避難措置

大使館からの情報や周辺状況を勘案した上で、以下のいずれかの避難措置を講じてください。

- 職場・移動先での避難
- 自宅での避難
- 大使館等避難場所への避難

日本大使館 (Tashkent, Yashnabad district, Sadyk Azimov Str., 1-28)

日本大使公邸(4-6, 4 tupik, Yukiriyuz 2 street, kibray)

- 国外退避による避難

(3) 避難措置に当たっての留意事項

ア 職場・移動先での避難

イ 自宅での避難

自宅での避難は、避難措置の基本となる方法ですが、ご自身やご家族の安全を自ら確保するため、自ら適切な判断を下すことが求められます。

- 備蓄物資が十分用意されているか
- 自宅の構造上、安全が確保され得るか
- 周囲の状況推移に応じ、万一の場合に緊急脱出する方法があるか
- 大使館など外部への連絡手段が確保されているか

ウ 大使館等避難場所への避難

避難場所（大使公邸又は大使館）への集合は、大使館の庇護下に入る意味で良い方法ではありますが、決して広い場所ではないこと、不特定多数が集合すること等のデメリットもあることをご理解ください。

また避難場所への集合に際しては、以下の留意点に配慮してください。

- 集合避難に際し、必要な物資や携行品を持参できるか（旅券、現金、備蓄品、航空券等）
- 避難場所へ至る経路の安全が確保されているか（経路が危険な状況であると判明した場合に、代替経路があるか）
- 移動中の連絡手段が確保できるか

エ 国外退避による避難

国外退避は、最終的な手段と言えます。

事態の推移により、大使館が主導してオペレーションを行う場合もありますが、大使館の決定以前に、本社等の指示等によって自主的に日本又は第三国へ国外退避することを決めた場合には、以下の点にご留意ください。

特にご家族で滞在されている方や、企業代表の方は、一般商業便の運航がストップする前にご家族を含めた女性や子供の国外退避について、早期に検討するようお勧めします

- 商用便運行の事実確認
- 空港施設がテロ等の対象となっていないか
- 国外退避に際し、外国人の出国が規制されていないか。

また自主国外退避に際しては、あらかじめ大使館へご連絡いただくか、退避した後に本邦外務省海外邦人安全課又は避難先に所在する日本大使館・総領事館へ通報をお願いします。

※ これは安否確認の上で大切ですので、必ずご連絡願います。

オ 大使館が主導する国外退避オペレーションについて

当地が緊急事態により「国外退避勧告」となった場合、大使館が主導する国外退避オペレー

シヨンは以下の3通りが想定されます。

- 一般商用便を利用した日本又は第三国への退避
- チャーター機等を利用した日本又は第三国への退避
- 状況に応じ、陸路による隣国への退避

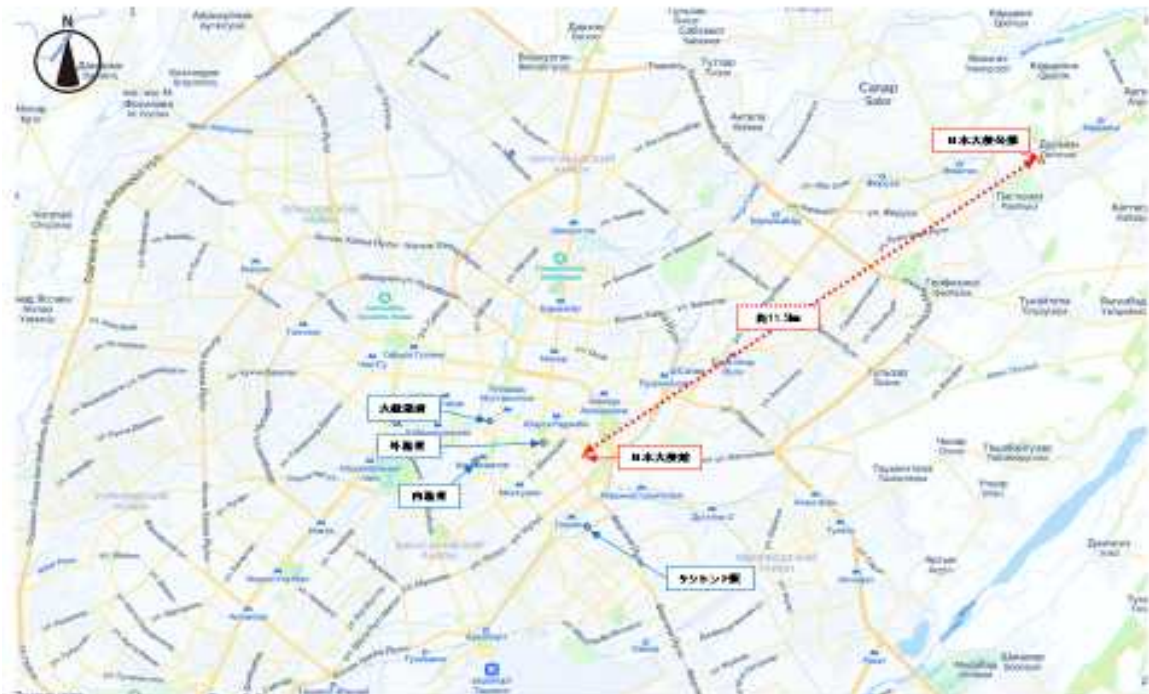
上記のいずれかの手段を講じるかは、緊急事態の態様を見極めた上で判断することとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

3 緊急時に備えてのチェックリスト

末尾にチェックリストを添付しますので、緊急事態発生時に活用して下さい。

4 その他

大使館及び大使公邸の地図を添付しますので、避難の際に活用してください。



IV おわりに

当地に在留される邦人の皆様が安心して生活出来るよう、当館としてもしっかりとサポートさせていただきたいと思っておりますので、何か困りごと等がありましたら遠慮なく当館までご相談下さい。

なお、繰り返しになりますが、当館からは定期的に当地の最新情報等をメールでお伝えしている他、緊急事態が発生した場合には迅速な安否確認や情報提供を行いますので、下記のURLから「在留届」または「たびレジ」の登録をお願いします。(すでに登録済みの方は結構です。)

3ヶ月以上の長期滞在の方はこちら→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet//index.html>

3ヶ月未満の短期滞在の方はこちら→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

別紙 緊急事態に備えたチェックリスト

1 身分証明書類

- 旅券（有効期限が6月以上あるようにしましょう。所持人記載欄（特に血液型）も記載してください。）
- 査証（30日以内の日程で滞在する場合は不要ですが、取得を要する場合は有効期限を確認してください）
- 滞在登録、ア krediyteshon・カード
- 税関申告書

2 現金、貴重品、クレジットカードなど

- 現金（米ドル等外貨及びスモ貨）
- 貴重品
- クレジットカード

3 携行品

- 衣類、着替え（長袖、長ズボンをお勧めします）
（冬期は毛布など防寒対策も必要となります）
- 帽子、ショール、軍手、マスク
- 靴（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面具
- タオル、ティッシュ
- 常備薬、医薬品
- ラジオ（FM・短波受信用）
- 非常食（缶詰、レトルト食品、必要により粉ミルクなど）
- ミネラルウォーター（保存性が高いもの）
- 懐中電灯、予備電池
- 固形燃料
- その他（地図、ライター、ナイフ、缶切りなど）

これらのチェックリストは一例ですので、必要に応じ、ご自身でチェックリストを作成することをお勧めします。

また、自動車を所有している方は、常に整備を行い、燃料も満タンにしておきましょう。